

2018年（平成30年）2月22日

福岡拘置所 御中

## 勸告書

福岡県弁護士会

会長 作間 功

人権擁護委員会

委員長 斉藤 芳朗

当会は、弁護士法に規定された弁護士の使命である基本的人権の擁護と社会正義の実現を期するために人権擁護委員会を設け、人権侵犯救済申立を受けた案件について調査を行い、事案に応じて適宜の措置をとることにしております。

今般、貴所に在監中の●●●●氏（以下、申立人という）の申立てに係る案件について、当会で調査・検討した結果、下記のとおり勸告すべきとの結論に達しました。

### 記

申立人は、2007年12月当時、福岡高等裁判所において刑事被告人として裁判を受ける地位にあったところ、弁護人宛てに発信する信書に、「年賀状&暑中見舞発信用リスト」なる書面を添えた10枚以上の年賀はがきを同封したい旨の願い出をしたが、福岡拘置所は、この発信を不許可としました。

刑事処遇施設及び被収容者の処遇に関する法律（以下、刑事施設処遇法という）は、被告人の弁護人に対する信書の発信を拒否できる事由を限定列挙しているところ（136条、129条2項）、相手方の不許可処分は、この不許可事由に該当することを根拠とするものではなく、裁判上必要とする具体的な疎明がないこと等を理由とするものであり、刑事施設の長が被告人の弁護人に対する信書の内容に踏み込んで判断し、発信の適否を決定しています。しかし、このような決定

が許されるとすれば、被告人の防御権が侵害されるおそれがあります。

今後、刑事施設処遇法に定める事由を超えて、被告人、被疑者等の未決拘禁者の弁護人に対する信書の発信が不許可とされることがないように、勧告します。

このような判断に至った経緯は、別紙のとおりです。

(別紙)

## 1 事実経過

申立人（当時、自己に対する刑事事件が係属している被告人であり、未決拘禁者として地位にあった）は、2007年（平成19年）12月14日、情状関係を理由に、弁護人に対して発信する信書に、「年賀状&暑中見舞発信用リスト」なる書面を添えた10枚以上の年賀はがきを同封したい旨の願い出をしたが、福岡拘置所（以下、相手方という）は、以下の理由により、年賀はがきの同封を不許可とした（以下、本件処分という）。なお、相手方は、同時期、申立人に対して、20枚までの年賀状発信を許可していた。

①年賀状を裁判上必要とする具体的な疎明がない。

②弁護人以外の者に対する1日2通（刑事施設処遇法136条、130条2項により、発信申請通数の制限が定められている）の発信申請の通数制限を逸脱している。

## 2 未決拘禁者の弁護人に対する信書の発信不許可事由

刑事処遇施設及び被収容者の処遇に関する法律（以下、刑事施設処遇法という）は、未決拘禁者が弁護人宛てに発信する信書について、暗号の使用その他の理由によって、刑事施設の職員が理解できない内容のものであるとき、罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがあるとき等に限り、信書の発信を不許可とすることができると定めている（136条、129条2項）。これは、弁護人に宛てた信書は弁護人から第三者の手に渡ることがあり、その場合にこれらの内容が記載されていたときには罪証隠滅等の結果を惹起するおそれがあるためである。

## 3 本件処分の不当性

(1) 相手方が本件信書の発信を不許可としたのは、本件信書に2記載の要件が充足されていたことを理由とするものではない。

(2) 1①の事由について

信書の内容によって信書の発信を差止めできるのは、2記載の要件が充足する場合に限られるのであって、この要件が充足されていないにもかかわらず、発信を差し止めることはできない。加えて、刑事事件の立証方法としていかな

る証拠を用いるかについては未決拘禁者と弁護人との協議によって決めるべきものであり、その適否を第三者が判断することはできない。まして、未決拘禁者を拘禁している刑事施設の長が立証活動に適するか否かを判断して信書の発信の許可不許可を決定することが許されることはない。

(3) 1②の事由について

そもそも、弁護人宛ての信書に関して回数が制限されていないのは、弁護人との間の信書の発受が憲法上の弁護人依頼権を実質的に保障し、防御権行使のために重要なものだからである。すなわち、未決拘禁者の防御権を確保するためには、弁護人との通信は確保されるべきであり、弁護人に宛てた信書であれば、その内容・形式を問わずに、回数制限にかからないことが保障されているというべきである。そうすると、弁護人に宛てた信書の中に他人へ送付する信書が同封されていたことを理由として、その信書は実質的に弁護人以外の者に対して送付される文書であるとして回数制限を引き合いに出して差止めすることはできない。このような制限は、未決拘禁者の防御権に対する不当な侵害といっても過言ではない。

(4) 受刑者が国家賠償法に基づく損害賠償請求訴訟を依頼している弁護士に宛てて発信しようとした「近況報告及び出所後自分を支援してくれる予定者との関係」が記載された信書について、弁護士以外の者に対する信書と判断して制限件数を超えるとして不許可にした処分の違法性が争われた事件において、受刑者が「信書の一部は係争中の裁判で書証として使用する」旨告げていた以上、信書自体から一見弁護士宛ての文書であることが明らかでないとしても、「弁護士宛信書に該当するものとして処理すべきであった」とした裁判例がある（福岡高裁平成23年8月25日判決）。

(5) 本件処分は、刑事被疑者として有する防御権の不当な制限に該当し、人権侵害となる。

#### 4 結論

相手方は、本件以降申立人の弁護人に対する信書について不許可等の処分をしておらず、勧告の処置とした。